

# 福岡県地球温暖化対策実行計画 (第2次)の改定について

令和8年5月25日

福岡県 環境部 脱炭素社会推進課

# 福岡県地球温暖化対策実行計画 の改定方針（案）

# 1. 計画改定の趣旨

- 本県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。
- 実行計画については、社会情勢等の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行うこととしている。
- 令和9年3月で実行計画の策定から5年を迎えることから、「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」を改定するものである。

## 2. 計画改定の基本方針(案)

- 国が策定した「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）及び「気候変動適応計画」（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更）に加え、「熱中症対策実行計画」（令和5年5月30日閣議決定）、「第7次エネルギー基本計画」（令和7年2月18日閣議決定）を参考に計画を改定する。  
○ 「気候変動適応計画」「熱中症対策実行計画」は2026年度に改定予定とされていることから、その審議動向についても注視し、計画改定の参考とする。

### 3. <参考>気候変動適応計画(国計画)の概要

- (1) 根拠法令 気候変動適応法（第7条, 第8条）
- (2) 策定時期 令和3年10月22日（閣議決定）  
令和5年5月30日（閣議決定（一部変更））
- (3) 計画期間 今後おおむね5年間 ※令和8年度に改定予定
- (4) 基本戦略
  - ① あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
  - ② 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
  - ③ 我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
  - ④ 地域の実状に応じた気候変動適応を推進する
  - ⑤ 国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
  - ⑥ 開発途上国の適応能力の向上に貢献する
  - ⑦ 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する
- (5) 気候変動適応に関する分野別施策(分類)
  - ① 農業、林業、水産業
  - ② 水環境・水資源
  - ③ 自然生態系
  - ④ 自然災害・沿岸域
  - ⑤ 健康
  - ⑥ 産業・経済活動
  - ⑦ 国民生活・都市生活

### 3. <参考>熱中症対策実行計画(国計画)の概要

(1) 根拠法令 気候変動適応法 (第16条, 第17条)

(2) 策定時期 令和5年5月30日 (閣議決定)

(3) 計画期間 概ね5年間 ※令和8年度に見直し予定

#### (4) 熱中症対策の具体的な施策

① 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

② 熱中症弱者のための熱中症対策

③ 管理者がいる場等における熱中症対策

④ 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

> 地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

> 暑さ指数及び熱中症警戒情報の効果的な活用の促進

> 優れた熱中症対策の取組の共有及び実施

> 救急業務及び医療現場における熱中症対策

⑤ 産業界との連携

⑥ 熱中症対策に関する調査研究の推進

⑦ 極端な高温の発生への備え

⑧ 熱中症特別警戒情報の発表及び周知と迅速な対策の実施

# 福岡県地球温暖化対策実行計画 (第3次) に向けた論点の整理

# 4. 福岡県地球温暖化対策実行計画(第3次) 目次構成(案)

## 第1章 計画改定の背景

1. 地球温暖化の現状
  - ・地球温暖化の現状と要因
  - ・地球温暖化の予測・影響（影響例、適応の必要性）
2. 国内外の動向
  - ・国際的な動向（COP30決定、NDCの提出 など）
  - ・国内の動向（地球温暖化対策計画、気候変動適応計画、熱中症対策実行計画、第7次エネルギー基本計画 など）
3. 前計画の点検・評価
  - ・施策の実施状況と目標の達成状況

## 第2章 計画の基本的事項

1. 計画改定の趣旨
  - ・社会情勢変化への対応
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項及び気候変動適応法第12条に基づく法定計画
  - ・福岡県環境総合ビジョン（第六次福岡県環境総合基本計画）の部門計画
2. 対象とする温室効果ガス
  - ・CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC<sub>5</sub>、PFC<sub>5</sub>、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>
3. 計画の期間
  - ・2027年度～2040年度
4. 基準年度、削減目標の年度
  - ・基準年度：2013年度
  - ・削減目標の年度：2030年度、2035年度、2040年度、2050年度

## 第3章 福岡県の地域特性

1. 自然的条件
  - ・地勢、気候（平均気温・降水量・短時間強雨 など）
2. 社会的条件
  - ・人口・世帯数、産業構造、自動車登録台数、公共交通機関利用状況、再生可能エネルギーの導入状況 など

## 第4章 温室効果ガス排出量・吸収量の現況推計・将来推計

1. 現況推計
  - ・温室効果ガス排出量の推移
  - ・二酸化炭素排出量の推移
  - ・エネルギー消費量の推移
  - ・吸収量の推移
2. 将来推計
  - ・目標年度における現状趨勢ケースの排出量
  - ・目標年度における対策ケースの排出量
  - ・目標年度における吸収量

## 第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 目標設定の基本的な考え方
  - ・国の方針を踏まえた目標設定
  - ・県民、事業者、行政の主体的な取組による地球温暖化防止への貢献
2. 温室効果ガス排出量の削減目標
  - ・2030年度：2013年度比で46%以上削減
  - ・2035年度：2013年度比で60%以上削減
  - ・2040年度：2013年度比で73%以上削減
  - ・2050年度：ネット・ゼロの実現
3. 温室効果ガス別、その他の区分ごとの目標

## 第6章 地球温暖化対策（緩和策）

1. 施策体系
  - ・温室効果ガスの排出削減  
再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進／省エネルギー対策の強化／温暖化対策に資する取組の促進／CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出削減の推進
  - ・吸収源対策  
森林の保全／都市の緑化／ブルーカーボン／二酸化炭素回収・貯留／農地土壌炭素吸収源対策
2. 地域特性を踏まえた対策の方向性
  - ・県内4地域（北九州、福岡、筑豊、筑後）の対策の方向性
3. 福岡県における緩和策の取組
  - ・各主体の取組（福岡県、県民、事業者、国）

## 第7章 地球温暖化対策（適応策）

1. 施策体系
  - 農林水産業／水環境・水資源／自然生態系／自然災害・沿岸域／健康／産業・経済活動／国民生活・都市生活／分野を横断した施策
2. 気候変動の影響（現況・将来）
  - ・既に現れている気候変動影響
  - ・将来懸念されている気候変動影響（7分野別）
3. 地域特性を踏まえた対策の方向性
  - ・気候変動影響評価結果
  - ・福岡県が今後重点的に取り組む分野・項目
4. 福岡県における適応策の取組
  - ・各主体の取組（福岡県、県民、事業者、国）

## 第8章 計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制
  - ・多様な主体の連携による推進
  - ・庁内及び関係組織による推進体制
2. 計画の進行管理
  - ・取組状況の点検・評価・公表
  - ・施策への反映と計画の見直し

# 第7章 地球温暖化対策（適応策）

### 1. 施策体系

農林水産業／水環境・水資源／自然生態系／自然災害・沿岸域／健康／産業・経済活動／国民生活・都市生活／分野を横断した施策

### 2. 気候変動の影響（現況・将来）

- ・既に現れている気候変動影響
- ・将来懸念されている気候変動影響（7分野別）

### 3. 地域特性を踏まえた対策の方向性

- ・気候変動影響評価結果
- ・福岡県が今後重点的に取り組む分野・項目

### 4. 福岡県における適応策の取組

- ・各主体の取組（福岡県、県民、事業者、国）

## 5. 適応策に関する論点

**【適 応 策】** 国の気候変動適応計画を参考に、次の7分野における取組・施策を検討することに問題はないか

- ① 農業、林業、水産業
- ② 水環境・水資源
- ③ 自然生態系
- ④ 自然災害・沿岸域
- ⑤ 健康
- ⑥ 産業・経済活動
- ⑦ 国民生活・都市生活

## 5. 適応策に関する論点

### 【適応策】 地球温暖化の影響を緩和・回避するため、県としてどのような取組を進めるべきか

#### 【現行計画における主な取組方針（①農林水産業分野）】

農業では、気候変動に対応した新品種の開発や栽培・飼養管理技術の普及に取り組みます。また、水産業では、水温変動による漁場環境の変化に対応した取組を行います。

##### ●農業における対策

- ・ 新たな高温耐性品種の開発を加速化するとともに、現地での実証を拡大し、普及を迅速化します。
- ・ 園芸農家に対して農業用ハウスの夏期の高温対策に必要な設備や機械の整備に対する補助を行います。

##### ●畜産業における対策

- ・ 畜産農家に対して畜舎環境制御システムなど暑熱対策設備の整備に対する補助を行います。
- ・ 県内飼養牛について吸血性節足動物媒介ウイルスの抗体及び遺伝子検査を実施することにより疾病の発生を予察し、農場への注意喚起とワクチン接種の推進等を行います。

##### ●林業における対策

- ・ 適正な管理が見込めない人工林を、人の手をあまりかけなくても公益的機能が発揮できる自然林へ誘導する技術の普及に取り組みます。
- ・ 高精度なデジタル地形情報やスギの成長予想マップを、森林地理情報システムに搭載し、効率的かつ持続的な森林管理に活用します。

##### ●水産業における対策

- ・ 自動観測機器で観測した漁場の水温等の情報をリアルタイムで提供し、養殖業の安定生産を支援します。
- ・ 漁業者等による藻場・干潟を保全する取組を支援します。
- ・ ICT を活用した海況予測情報を提供し、漁業者の効率的な操業を支援します。

## 5. 適応策に関する論点

### 【現行計画における主な取組方針（②水環境・水資源分野）】

気候変動による気温の上昇により、水温・水質の変化や、降水日数の減少による渇水が発生します。それにより、農業生産基盤や自然生態系等の他分野にも影響が生じることから、これらの影響に対する取組を推進します。

- ・ 気候変動による渇水等の懸念に対して、屋根などに降った雨水を貯留し、雑用水源として水洗トイレや散水などに用いる雨水利用の普及啓発を実施します。  
また、水の有効利用、節水等に対する県民の認識を深めてもらうための普及啓発に取り組みます。
- ・ 気候変動に伴う水質等の変化が予測されていることを踏まえ、水質のモニタリングを引き続き推進するとともに、水質保全対策を推進します。
- ・ 気候変動に伴う大規模な水害等が発生していることから、有害物質使用・貯蔵施設の情報を管理する地図情報システムを構築し、災害時の有害物質流出による被害拡大防止の迅速な対応に活用します。

### 【現行計画における主な取組方針（③自然生態系分野）】

気候変動に対する順応性の高い健全な生態系を保全・再生するため、これまで行ってきた生物多様性保全対策について、予測される気候変動影響を考慮しながら、より一層推進します。

- ・ 生物多様性の保全と再生を図るため、生物多様性戦略（令和4年3月策定）に基づき、地球温暖化対策と連携した取組を推進します。
- ・ 生物多様性に関する多様な情報を集約・統合し、ホームページで効果的に発信・提供を行います。
- ・ 福岡県レッドデータブック改訂に係る有識者会議を開催するとともに、野生生物の分類群ごとに分科会を設置し、実態調査を行います。また、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、保護の緊急性の高い種について、必要に応じて保護回復事業などを実施します。
- ・ 海岸への供給土砂の減少や台風などの要因により、海岸侵食が進んでいるため、砂浜の回復を図ります。  
あわせて、海岸環境の保全や利用促進を図ります。

## 5. 適応策に関する論点

### 【現行計画における主な取組方針（④自然災害・沿岸域分野）】

毎年全国各地で大規模な自然災害が発生する中、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産を将来にわたって守るため、インフラの整備・保全などを計画的に推進するとともに、すべての県民が大規模自然災害などの危機事象に備え、安全で的確な避難行動をとることができるよう危機対応力の一層の充実・強化を図ります。

特に、水害（洪水、高潮、海岸侵食）、土砂災害への対策について重点的に取り組めます。

#### ●水害（洪水、高潮）への対策

- ・ 洪水・高潮等による災害の発生を防止し、適正な河川利用や流水の正常な機能の維持を図り、河川流域住民の生命財産を守るため、河道や堤防等を整備します。
- ・ 県が管理する二級水系について、「流域治水協議会」を設置し、「流域治水」の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」を策定します。また、流域の特性に応じた「流域対策実施計画」を作成し、市町村における流域対策の取組を促し、「流域治水」の取組を推進します。
- ・ 大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、川幅の拡幅や洪水調節施設等の整備を行います。
- ・ 河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保するため、被災時のリスクの大きさ等を踏まえ、必要性を判断し、浸水対策を強化します。
- ・ 雨天時浸入水による水処理への影響がある浄化センターについて、降雨時の運転状況や流域幹線の流量などの情報を共有することで、流域関連市町による雨天時浸入水対策を促進します。
- ・ 市町村などによる「田んぼダム」の取組を支援します。

#### ●土砂災害への対策

- ・ 土砂災害から人家、公共施設等を守るため、砂防堰堤等の砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備します。また、市町村が作成する土砂災害ハザードマップの基礎資料となる土砂災害警戒区域・特別警戒区域図を作成します。

## 5. 適応策に関する論点

### ●防災教育の推進

- ・ 県民の防災意識の向上のため、自主防災組織リーダー研修会や防災士養成研修・スキルアップ研修を開催します。また、個別避難計画の作成及び避難所運営に必要な知識・ノウハウを習得するため、県と市町村が連携して、自主防災組織等を対象にした研修会・訓練を実施します。さらに、市町村の円滑な受援体制の確保を目的に受援訓練を実施します。
- ・ 県民の防災意識の向上を目的とし、福岡県防災ハンドブックの提供、福岡県防災シンポジウムや県政出前講座等の開催を行います。さらに、小学生や高齢者、外国人等に対象を絞った防災啓発の取組も行います。

### ●その他の対策

- ・ 防災ホームページを通じて、気象情報、避難情報、避難所の状況、防災知識などを幅広く発信し、県民の防災対策に貢献します。
- ・ 災害時の多様なニーズに柔軟に対応するため、民間事業者等と多岐にわたる災害時協力協定を締結し、被災者支援の充実を図ります。
- ・ 建設現場の生産性や品質の向上、現場の安全確保等を図るため、ICT 活用工事を導入しており、今後の普及に向けた取組を推進します。
- ・ 多重性・代替性を確保し、信頼性の高い道路ネットワークを構築するための道路整備を行います。
- ・ 平時から警察用ヘリコプターの点検、保守、修繕を行うとともに、操縦士、整備士の研修等を行い、災害対策の強化を推進します。
- ・ グリーンインフラの考え方にに基づき、緑地等における雨水の貯留・浸透による防災・減災などの自然環境が有する多様な機能を活用し、県土づくりに関する施策の展開を図ります。
- ・ 災害時対応を効率的なものとするため、流域下水道事業継続計画（BCP）を策定しており、県及び市町との連携体制の強化を図ります。
- ・ 防災・行政情報通信ネットワークが途絶えることのないよう、耐災害性の強化、高度化を推進します。
- ・ 災害時における情報発信や通信環境の改善・確保に向けた取組を推進するとともに、短時間で激甚化する災害に対応した住民避難行動の迅速・円滑化を推進します。

## 5. 適応策に関する論点

### 【現行計画における主な取組方針（⑤健康分野）】

気候変動が人の健康に及ぼす影響には、暑熱による直接的な影響と、感染症への影響等、間接的な影響が挙げられます。これらの影響に対する取組を推進します。特に、熱中症への対策について重点的に取り組みます。

- ・ 熱中症予防（「新しい生活様式」における熱中症予防行動を含む。）について、県ホームページや県広報紙、SNS 等を活用した普及啓発や注意喚起を実施します。
- ・ 光化学オキシダント等濃度の測定値を県ホームページで常時提供し、高濃度が予測される際には、県公式 LINE で情報発信します。また、注意報発令時には県公式 LINE 等を通じ県民への注意喚起を実施します。
- ・ デング熱等の蚊媒介感染症患者の発生状況や病原体検査情報等を把握・分析し、県民や医療関係者へ情報を提供します。また、蚊媒介感染症の発生リスクを評価するために、訪問者が多く蚊の生息に適した場所で、媒介蚊の発生状況を継続的に観測します。
- ・ 自然災害と感染症の複合災害発生時に感染症発生の情報提供を行い、避難所の住民の安全・安心の確保を行います。
- ・ 新たな感染症発生を見据えた検査機器の導入や対応マニュアル作成など感染症対策を推進します。

## 5. 適応策に関する論点

### 【現行計画における主な取組方針（⑥産業・経済活動分野）】

気候変動は、気温の変化、自然災害の強さや頻度等に変化をもたらし、企業活動に影響を及ぼすことから、これらの影響に対する取組を推進します。

- ・ 商工会・商工会議所が中小企業・小規模事業者に対して実施する、災害時における企業の事業継続計画（BCP）策定のための助言指導やセミナー開催等の支援に対する助成を行います。

### 【現行計画における主な取組方針（⑦県民生活・都市生活分野）】

気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加などは、交通・電力・通信・水道・廃棄物処理などの生活に密接にかかわるインフラ・ライフラインや、地域独自の伝統行事・観光業・地場産業等に被害を及ぼすことから、これらの影響に対する取組を推進します。

- ・ 水道事業者の耐震化計画の策定やバックアップ体制を強化する緊急連絡管の整備検討を促進します。また、水道事業者が実施する水道施設耐震化事業等への財政支援を行い、災害に強い水道施設の整備を促進します。
- ・ 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援のほか、市町村や関係団体職員等を対象とした研修を実施し、専門知識や実践力の向上に努めます。また、関係団体や九州山口各県との協定に基づき、災害時には必要に応じて、広域処理の調整を行います。

## 5. 適応策に関する論点

### 【現行計画における主な取組方針（⑧分野を横断した施策）】

- ・ 環境教育副読本や地球温暖化対策ワークブックを県内の小中学生等へ提供するとともに、楽しみながら自主的に環境教育・保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援し、子どもたちへの環境教育の一層の推進を図ります。
- ・ 「福岡県気候変動適応センター」において、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応に関する情報を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に分かりやすく提供します。  
あわせて、気候変動適応推進協議会を開催し、気候変動の影響や適応策について関係者と情報を共有するとともに、気象台や専門家の助言・提言により、効果的な適応策を推進します。
- ・ 気候変動等環境の変化は、生態系に大きな影響を与えており、調和のとれた自然環境の保全と生物の棲み分けの維持が人と動物の健康に不可欠であることから、ワンヘルスに関して、ロゴマークの作成、宣言事業者登録制度の創設、県ホームページの活用及び啓発イベントの開催等により、普及啓発を行います。
- ・ 九州・沖縄地域の地方公共団体、国の地方行政機関、地域気候変動適応センターで構成される「気候変動適応九州・沖縄広域協議会」において収集した気候変動影響等の情報を、福岡県気候変動適応センターの情報検索システムを通して発信します。